

# 物品借用書（記入例）

令和8年10月19日（月）

借主 佐藤 次郎（以下「乙」という）は、貸主 田中 太郎（以下「甲」という）から下記の物品を借り受けたことを確認し、次の条件を守ることを約束する。

## 借用する物品

|                 |                                            |
|-----------------|--------------------------------------------|
| 品名              | ノートパソコン                                    |
| メーカー・型番・製造番号    | サンプル電機 SN-14（架空の製品名）／製造番号 SN-0000-0000     |
| 数量・付属品          | 1台（付属品：電源アダプター・ケース）                        |
| 貸出時の状態（傷・汚れ・動作） | 外装：天板の右角に小さな擦り傷あり／動作確認済み（電源・画面・キーボードに異常なし） |
| 評価額（弁償の基準）      | 金 60,000 円（令和8年10月時点の中古購入価格の目安）            |

## 条項

### 第1条（借用物品）

乙は、上記の物品（以下「本物品」という）を、本書の条件で借り受けた。

### 第2条（借用期間）

令和8年10月19日（月）から令和8年11月20日（金）まで。

### 第3条（引渡し）

甲は本書の作成日に、上記の状態の本物品を乙に引き渡した。

### 第4条（借用料）

借用料は無償とする（使用貸借）。

### 第5条（使用方法）

乙は、本物品を、その性質に従った方法で使用する。乙は、甲の承諾を得ないで、本物品を第三者に使用させたり、転貸したり、質に入れたりしてはならない。

### 第6条（費用の負担）

本物品の通常の維持にかかる費用（燃料・電池・消耗品など）は乙が負担する。それ以外の費用が生じたときは、甲乙が協議して負担を決める。

### 第7条（返還）

乙は、借用期間が終わったときは、引渡しを受けた状態で（通常の使用による消耗を除く）、付属品とともに、甲に本物品を返還する。返還の場所と方法は、甲乙が協議して決める。

## 第8条（滅失・損傷）

乙の責めに帰すべき理由で本物品が滅失または損傷したときは、乙は、上記の評価額を基準に、修理費用または弁償金を甲に支払う。

## 第9条（期間内の返還請求）

乙が前各条に違反したときは、甲は、借用期間の途中でも、本物品の返還を求めることができる。

## 第10条（協議）

本書に定めのない事項や疑義が生じたときは、甲乙が誠意をもって協議して決める。

本書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年10月19日（月）

### 甲（貸主）

|    |                  |   |
|----|------------------|---|
| 住所 | 東京都千代田区丸の内 1-1-1 |   |
| 氏名 | 田中 太郎            | 印 |

### 乙（借主）

|    |                 |   |
|----|-----------------|---|
| 住所 | 東京都新宿区西新宿 2-2-2 |   |
| 氏名 | 佐藤 次郎           | 印 |

### 返却時の確認（返却のときに、甲乙で見ながら記入する）

| 確認項目     | 内容                                  |
|----------|-------------------------------------|
| 返却日      | 令和8年11月20日（金）                       |
| 返却時の状態   | 貸出時と同じ（天板の擦り傷は貸出時の記載どおり・新しい傷や不具合なし） |
| 付属品      | 電源アダプター・ケースあり                       |
| 甲の確認（署名） | 田中 太郎 印                             |

※ 物品の貸し借りは、お金の貸し借り（金銭消費貸借・民法587条）とは別の契約です。無償で貸すなら使用貸借（民法593条）、借用料を取るなら賃貸借（民法601条）にあたります。借用料の欄で、どちらかにチェックしてください。

※ お金も一緒に貸すときは、お金の分は別に借用書（本ページの一般版・家族間版）を作ります。

※ 自動車・バイクを貸すときは、貸す前に自動車保険の運転者の範囲と年齢条件を確認してください（本書では定めていません）。

# 別紙：物品借用書の使い方（この紙は提出しません）

---

---

## 書き方のポイント

- ・品名だけでなく、型番・製造番号・色・傷を書く。返すときに「別の物だ」「この傷は無かった」の争いになるのを防ぎます。貸す前に写真を撮っておくと確実です。
  - ・評価額は、壊れた・失くしたときの弁償の目安です。中古の相場など、貸す時点の実際の価値で書きます。
  - ・借用期間は具体的な日付で書きます。延ばすときは、新しい返還日を書面（メールやLINEでも可）に残します。
  - ・第三者に貸す・預ける・質に入れることは、甲の承諾なしにはできません（民法594条2項）。必要なら第5条に「乙の家族に限り使用してよい」などを書き足します。
  - ・借用料を取るなら「有償」にチェックし、金額と支払日を書きます。有償の場合は賃貸借（民法601条）の扱いになります。
  - ・返却のときは、「返却時の確認」欄を、貸した人と借りた人が一緒に見ながら記入します。
- 
- 

## 印紙について

印紙税法の課税物件表（別表第一）には、土地の賃借権の契約書（第1号の2）や消費貸借の契約書（第1号の3）は載っていますが、物品の使用貸借・動産の賃貸借の契約書は載っていません。そのため通常は収入印紙を貼る必要はありません。お金の貸し借りの条項を足した場合は、消費貸借の扱いになることがあるので、国税庁の印紙税額一覧表で確認してください。

---

---

## 根拠（e-Gov 法令検索で条文を確認）

民法593条（使用貸借）／594条（借主による使用及び収益）／595条（借用物の費用の負担）／597条（期間満了等による使用貸借の終了）

民法601条（賃貸借）

印紙税法 別表第一（課税物件表）